

## 食品安全委員会（第1000回会合）議事概要

日 時：令和7年10月14日（火） 14：00～14：30  
場 所：食品安全委員会大会議室  
出席者：山本委員長ほか 6名出席  
傍聴者：一般18名

### （1）遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について

・高オレイン酸含有ダイズ DP-305423-1 並びに除草剤アリルオキシアルカノエート系、グリホサート及びグルホシネート耐性ダイズ 44406 系統の掛け合わせ品種について

→担当の頭金委員及び事務局から説明。

本件については、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を遺伝子組換え食品等専門調査会に依頼することとした。

その際、遺伝子組換え植物の掛け合わせについて、遺伝子組換え食品等専門調査会から、

これまでに専門調査会で遺伝子組換え植物の掛け合わせ品種についての評価実績が多くあり、導入遺伝子の安定性が確認されていること、いずれも掛け合わせによる意図せざる影響が認められないことなどがわかってきたため、食品健康影響評価を簡素化できるのではないかと、また、その内容によっては専門調査会における審議を経ることなく、食品安全委員会で審議を行うことも含め横断的に議論したいとの要望があった。

この遺伝子組換え植物の掛け合わせに関する取扱いについては、遺伝子組換え食品等専門調査会で検討し、次回以降の食品安全委員会に報告することとなった。

### （2）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

・たん白質の加水分解により製造されたL-イソロイシンを原体とする飼料添加物について

→事務局から説明。

本件については、肥料・飼料等専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち、

「たん白質の加水分解により製造されたL-イソロイシンを原体とする飼料添加物は、飼料添加物として適切に使用される限りにおいては、食品を通じて人の健康に影響を与える可能性は無視できる程度と考えた。」との審議結果が了承された。

・L-カルニチンについて

→事務局から説明。

新たに追記した内容はあるものの、既存評価結果に影響を及ぼすものではないことから、本件については、肥料・飼料等専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち、

「L-カルニチンは、動物用医薬品及び飼料添加物として通常使用される限りにおいて、食品に残留することにより人の健康を損なうおそれのないことが明らかであると考えた。」との審議結果が了承された。

・L-カルニチンを有効成分とする飼料添加物について

→事務局から説明。

新たに追記した内容はあるものの、既存評価結果に影響を及ぼすものではないことから、本件については、肥料・飼料等専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち、

「L-カルニチンを有効成分とする飼料添加物が、飼料添加物として適切に使用される限りにおいては、食品を通じて人の健康に影響を与える可能性は無視できる程度と考えた。」との審議結果が了承された。

また、意見・情報の募集は行わないこととした。

(3) 令和7年度食品健康影響評価技術研究の二次公募における採択課題(案)及び事前評価結果について

→担当の祖父江委員及び事務局から説明。

本件については、案のとおり決定することとし、事務局で手続を進めることとなった。

(4) 令和6年度終了食品健康影響評価技術研究課題の事後評価結果について

→祖父江委員及び事務局から報告。